

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
理事・事務局長 米 山 篤 史

令和 8 年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

標記について、国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長から、下記のとおり、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者及び中小受託事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の委託事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 対象となる可能性がある事業者等

熊本地震の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対して、製造、業務、資材・設備等を発注・委託している事業者及び建設工事を発注する事業者

※通知では、被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者・中小受託事業者に影響が広がる可能性があるとしており、熊本県内の企業に限定されていません。

2. 特にご留意いただきたい事項

(1) 中小受託事業者に一方的な負担を課さないこと

地震の影響を理由とした受領拒否、返品、支払遅延等を避け、取引上の不利益を最小限にすること。

(2) 工期・請負代金の変更協議に誠実に対応すること

資材の供給遅延や価格高騰等が生じた場合、発注者は建設業者からの工期・請負代金の変更協議に適切に応じ、円滑な価格転嫁に配慮すること。

(3) 追加工事は内容・単価等を書面で明確にすること

災害復旧等に伴う追加工事では、作業内容、契約変更の対象・時期、契約単価を着工前に書面で確認し、内容確定後に契約変更手続を行うこと。

3. 要請内容

(1) 委託事業者においては、今回の地震に伴い中小受託事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意すること（参考を参照のこと）

(2) 委託事業者においては、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めること

4. 通知資料

(1) 令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について（国土交通大臣・経済産業大臣・公正取引委員会委員長）

(2) 令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について（建設業課長・建設振興課長）

※通知資料は全住協HPに掲載

<https://www.zenjukyo.jp/topics/article-26319>

5. 問合せ先

（一社）全国住宅産業協会 担当：東・岩脇

TEL：03-3511-0611

以 上